

當農集團に関する研究

III. 長江土地利用組合の場合

石谷育夫*

昭和59年7月31日受付

Studies on Group Farming

III. The Nagae Rural Community

Ikuo ISHIGAYA*

In 1982 this group farming was organized by 82 farm households of the Nagae community.

One of the purposes was the increasing of the agricultural income, for that reason they gathered their allotted lands which were changed from the paddy field to the upland field by nation and grew upland field crops on it. And the other is to get a subsidy accompanied with farm collectivization.

The upland field crop changed from paddy field in this group farming to soybean and as the second crop, they grow Two-row Barley.

When they changed from the paddy field to the upland field, they selected three pieces of land by two criteria namely the land is the place where their land gathers as much as possible and the land which drains well.

They take a block rotation system which moves around every three years.
The planned area consists of 10.4 ha of 1982 annual product soybean, 11.1 ha of 1983 annual product one and 11.1 ha of 1983 annual product Two-row Barley, 9.4 ha of 1984 annual product one.

The operational expenses of this group farming depends on their share, some kinds of subsidy and so on.

緒 言

當農集團はその設立の契機、要因、目的、運営方法等各種各様である。

この報告では、前報告とこれらにおいて全く異なる鳥取県東伯郡東郷町長江集落の全農家で結成している長江土地利用組合を取り上げる。

まず、長江集落の農家の農業生産条件、経営類型、転作対応等を明らかにし、次に長江土地利用組合の成立の経過、要因、集団栽培の方法、参加状況、それに伴う経営田面積の増加あるいは減少した農家数、対象作物のダイズ、ムギの10a当たり収支、組合の決算について述べ考察を行う。

* 鳥取大学農学部農業経営学科農場管理学研究室

Department of Farm Economics, Faculty of Agriculture, Tottori University

調査方法

東郷町役場農林課の転作確認野帳、転作確認書、水田耕作台帳、1980年世界農林業センサス集落別調査結果、その他各種資料、同住民課の世帯別一覧、同税務課・羽合町役場税務財政課・倉吉市役所税務課の昭和58年度固定資産課税台帳並名寄帳・上記市町村農業委員会の昭和53年以降の議事録または申請許可綴、賃借権設定綴、小作料許可書綴、羽合土地改良区・東郷土地改良区の土地原簿及び賦課台帳、東郷町農協農産課・果実課の資料、東郷町農業共済組合の園地台帳、園芸施設台帳、鳥取県農林水産部農政課の長江集落農家に対するアンケート調査票の一部、長江土地利用組合の資料、同組合設立前年、当年の集落区長、同組合役員数名の聞き取りにより調査を行い、さらに集団栽培は場の踏査を数回実施した。

調査結果及び考察

I 長江集落

1. 集落と經營耕地の位置

この集落は鳥取県の中部を占める東伯郡の北東部に位置する東郷町に所属するが、町の西北端に所在するため

町の北側にある羽合町に近く、この集落より羽合町田後までの距離は1.5km、同町役場までが1.7kmであるのにに対し、東郷町役場までは3.4kmと離れている。

集落はその西側にある標高116mの山のふもとに接し、この山のりょう線を境界として西側は倉吉市となっている。この集落の農家の經營する果樹園と畑の多くは、この山の東斜面と西斜面にある。集落の直ぐ東側には県道・長和田羽合線が南北に走り、その南、東、北の3方に水田が広がる。さらにその東は東郷池となっている。この集落の農家の經營する水田は、主に集落の東側から北側にある。また、この集落は南側に所在する門田集落と隣接している。

2. 農家数、世帯員数、就業形態別就業者、農業就業人口

この集落の総戸数は59年4月1日現在で110戸あるが、このうち農家は82戸で、総戸数の74.5%を占める。専業、1兼、2兼別に農家数構成比をみると第1表のようであるが、これを昭和59年農業調査結果による鳥取県のそれと比べると専業農家数では3.9%、うち男子生産年齢人口のいる農家数では2.8%県より高く、1兼農家数では3.3%、2兼農家数では0.6%低い。

第1表 専兼業別農家数及び構成比

単位：戸 %

	総農家数	専業農家数		兼業農家数		
		計	男子生産年令人 口がいる農家数	計	第1種兼業	第2種兼業
長江集落	82	12	7	70	9	61
	100.0	14.6	8.5	85.4	11.0	74.4
鳥取県	49,480	5,280	2,800	44,200	7,060	37,140
	100.0	10.7	5.7	89.3	14.3	75.0

農家総世帯員数は361名、うち15歳以上の人々は291名で80.6%を占めている。15歳以上の就業者、非就業者別の構成比は就業者が81.4%を占め、非就業者は大部分が高齢者である無職が13.1%、学生・生徒4.8%、入院者0.7%となっている。

就業形態別に農家の就業者数を第2表に示したが、恒常的勤務者が最も多く55.3%、次いで自家農業だけに従事する者が38.8%、この両者で94.1%を占め、臨時雇、自営業者はそれぞれ2.1%、内職者0.4%、役職1.3%である。恒常的勤務者では男は町内に事業体が少ないため、

第2表 就業形態別農家の就業者数

単位：人

	恒常的勤務					臨時雇					自営業					内職		役職		自家農業 計	
	計	町内	町外	自家農業 に従事 しない	自家農業 に従事	計	町外	自家農業 に従事	計	町内	町外	自家農業 に従事 しない	計	自家農業 に従事	計	町内	自家農業 に従事	計	町内		
男	70	7	63	17	53	2	2	2	3	2	1	2	1	1	—	—	3	3	3	35	113
女	61	23	38	17	44	3	3	3	2	1	1	2	—	1	1	—	—	—	—	57	124
計	131	30	101	34	97	5	5	5	5	3	2	4	1	1	1	1	3	3	3	92	237

第3表 年齢別農業就業人口構成比

単位：%

	計	20~29歳	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~74	75~79
男	100.0	—	5.4	8.1	29.7	32.5	16.2	5.4	2.7
女	100.0	3.5	6.9	3.5	44.8	15.5	22.4	3.5	—
計	100.0	2.1	6.3	5.3	38.9	22.1	20.0	4.2	1.1

その90%が町外に勤めており就業先は倉吉市が多い。女でも62.3%が町外に勤め先を持っているが、これは若い人が多く中年の人々は長江集落にある縫製工場に勤める人が多い。恒常的勤務者で自家農業にも従事する人は、男女合せて26.0%しかない。臨時雇、内職者、役職者はすべて自家農業に従事し、自営業者でもほとんど全員が自家農業に従事している。

農業就業人口は男37名、女58名であり、農業就業人口

率は男32.7%、女46.8%と女の方が高く、男女合計で40.1%となる。農業就業人口の女性化率は156.8%で女の比率が著しく高い。第3表に年齢別農業就業人口構成比を掲げたが、男では30歳以下は皆無で上限は70歳後半まであり、60~64歳の人の構成比が32.5%と各年齢階層のうち最も高い。女は20歳台から70歳前半までに分布するが、最も構成比の高いのは50歳台である。従ってその平均年齢は男59.4歳、女56.9歳となる。



第1図 長江集落の農家が経営する田の基盤整備事業別区域及び農用地除外区域

3. 経営耕地

1980年世界農林業センサス集落別調査結果によると、この集落は水田率81.0%，畠地率4.4%，樹園地率14.6%で町内の集落のうち最も水田率が高く、樹園地率が最も低い特徴を有し、町の穀倉地帯にある。町の水田率は53.3%，樹園地率は41.2%である。著者の調査結果では昭和59年6月末現在で、この集落の農家の経営する水田総面積は4,781.32 a，樹園地を含めた畠総面積は1,420.5 a、従って水田率は77.1%となる。果樹園面積は農協のナシ出荷統計、その他から約996 aと推定される。

この集落の農家の経営耕地を行政地域区分からみると、田ではその66.7%が東郷町に、33.3%が羽合町に、樹園地を含めた畠ではその72.5%が東郷町に、12.4%が羽合町に、15.1%が倉吉市にある。

①水田

経営する田を基盤整備の観点からすると、第1図で分るように3区域に区分される。すなわち、南側の花見東郷地区県営ほ場整備事業施工区域を除いたほぼ全面積に昭和28年から30年にかけて羽合土地改良区が事業主体となり、排水工事及び換地処分を含む区画整理事業を実施したのであるが、この区域のうち東郷町、羽合町の境界付近の田では農業機械の大型化に伴う農道の拡幅・舗装及び水路のコンクリート舗装を事業内容として羽合土地改良区が事業主体となって長江地区土地改良総合整備事業を昭和54年から57年にわたり行っている。すなわち、この区域は2度施工されている。この事業を行ったのは、これに先立つてこの区域の南側の区域は所有農家の思惑により農振法の農用地区域から除外指定を受けているため、施工対象地区から外されたのである。なお、これらの区域は用排水路の分離は未施工である。花見東郷地区県営ほ場整備事業は昭和46、47の両年にわたる施

工で、その事業内容は区画整理、用排水分離、水路のコンクリート舗装、暗きよ排水、旧農道の取りつぶし、農道新設及びその一部舗装、換地処分である。

このため、この集落の農家の経営する田の総面積のうち、長江地区土地改良総合整備事業施工面積が53.5%，区画整理事業施工面積が43.7%，花見東郷地区県営ほ場整備事業施工面積が2.3%となっている。農用地除外区域面積は37.7%を占める。

次に経営水田の標高について述べると集落の南側で1.1m、北に向って次第に高くなり羽合町、東郷町の境界付近で3.5~4.0mで東郷池の水面と落差が少なく、排水は概して良くなく、ことに東郷池の水位が上昇した時に著しい。また、山寄りでは水下がりのため排水が悪いとのことである。

②普通畠

農協に出荷される野菜等がないので、生産現物家計消費程度の野菜の生産は行っていると考えられるが、そのほかは労働力の不足に基づく耕作放棄地になっているものと思われる。例年のごとく畠の非農地証明があることはこれを裏付けている。

4. 経営耕地規模・経営水田規模別農家数

経営耕地規模別農家数構成比は第8表でみられるように0.5~1.0ha層が51.2%と最も多く過半を占め、0.5ha未満層がこれに次いで多い。表には挙げていないが0.3ha未満層が12.2%を占め、その下限規模は約12 aである。1.0ha未満層と1.0ha以上層に分けると前者が75.6%を占め、これを昭和59年農業調査結果の鳥取県と比較すると県は72.1%であり、またこの集落では1.5~2.0ha層が1.2%で2.0ha以上層がないのに対し、県では1.5~2.0ha層5.6%，2.0ha以上層が4.7%を占めている。以上のことから、この集落の農家の経営耕地規模は小さ

第4表 耕 地 の 移 動

単位: m²

区分 年	第3条		贈与		賃借権設定		合意解約		利用目的変更 田→畠	自作地交換		第4条		第5条		非農地証明		計
	田	畠	田	畠	田	畠	田	畠		田	畠	田	畠	田	畠	田	畠	
53	347	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	956	142	—	827	—	2,272	
54	2,291	191	—	—	—	—	—	—	—	—	—	630	—	142	—	—	3,254	
55	2,954	66	—	—	—	—	—	—	—	700	—	—	—	—	—	—	—	3,720
56	2,280	1,955	—	3,268	584	3,202	396	—	1,473	—	—	—	—	111	291	—	13,560	
57	3,425	1,408	275	1,389	4,845	—	830	—	—	—	—	588	994	—	—	—	13,754	
58	1,180	85	—	3,155	—	2,098	—	952	—	—	—	367	148	—	638.61	8,623.61		
59	1,563	—	—	7,210	—	—	—	—	—	—	300	274	—	—	—	—	9,347	
計	14,040	3,705	275	15,022	5,429	5,300	1,226	952	1,473	700	300	2,185	1,914	111	1,898.61	54,530.61		
構成比	25.7	6.8	0.5	27.5	10.0	9.7	2.3	1.7	2.7	1.3	0.6	4.0	3.5	0.2	3.5	100.0		

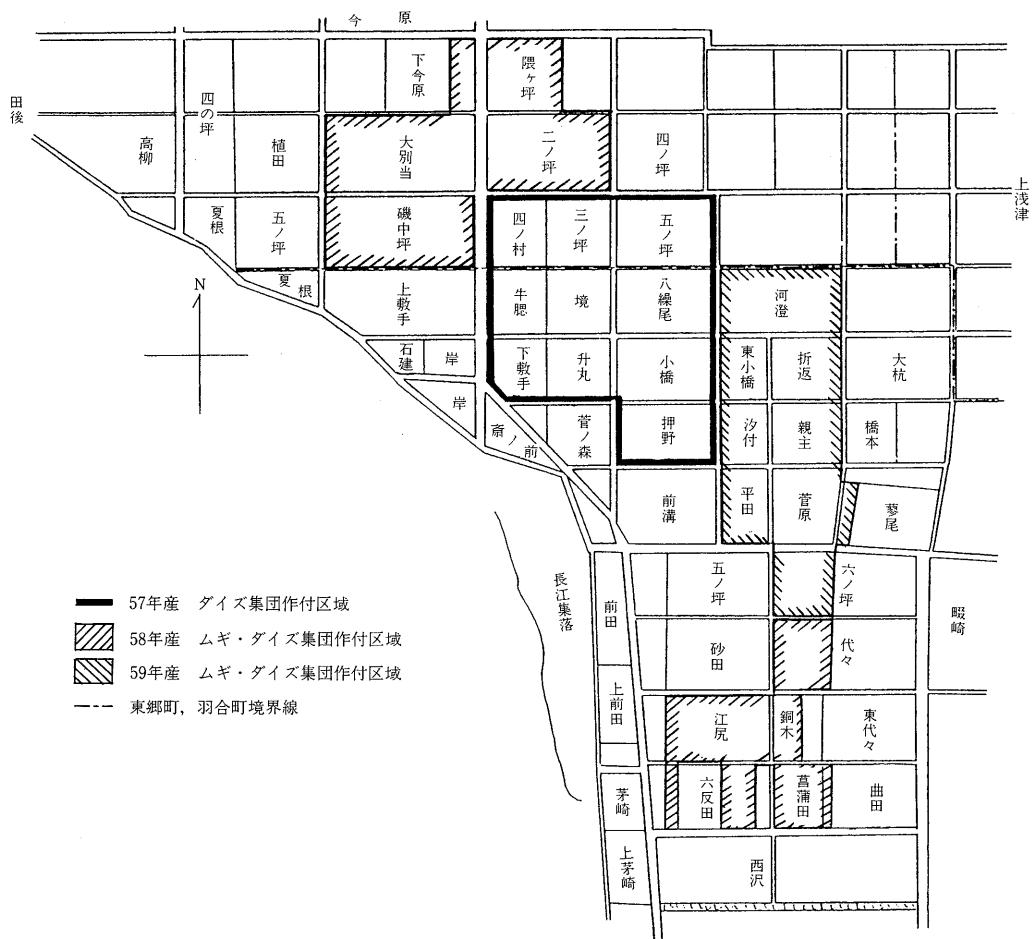
いといえる。なお、この集落の平均経営耕地面積は75.6

aである。

経営水田規模からみても0.5~1.0ha層が58.5%を占めて最も構成比が高く、0.5ha未満層が39.0%でこれに次ぎ、1.0~1.5ha層は2.5%を占めるに過ぎない。上限規模は約123a、下限規模は約11a、平均経営水田面積は58.3aとなっている。

5. 耕地の移動

昭和53年1月以降59年5月末日までの耕地の移動を第4表に掲げたが、これをこの間の面積の計の構成比でみると田の賃借権設定が27.5%を占め最も高い割合を示し、次いで田を田としての売買が25.7%で、この両者で総耕地移動面積の53.2%を占めている。農業者年金の経営移譲に伴う親子間の贈与・使用貸借権の設定、夫婦間



第2図 長江土地利用組合の年産別集団転作地区

の使用貸借権の設定等は家としては変りないのでこの表には含めていない。

なお、57年末に農用地利用増進事業により2件、合計面積約27.6aではあるが期間6年の果樹園の賃借権設定があるのが注目される。

6. 耕地の賃貸借面積

第5表のように耕地の賃貸借面積は約7.7haであるが、このうち田が筆数で65.1%、面積で88.3%と大部分を占める。細区分すると田では長江集落の農家間の賃借が筆数で66.7%、面積で59.0%と最も多く、賃貸人が長江集落の農家、賃借人が他集落の農家である場合は筆数で20.3%、面積で24.1%、賃貸人が他集落の農家で賃借

第5表 賃貸借のある耕地面積

	賃貸人長江 賃借人長江	賃貸人長江 賃借人他集落	賃貸人他集落 賃借人長江	計
田	46筆	14筆	9筆	69筆
	40,129m ²	16,406m ²	11,457m ²	67,992m ²
	59.0%	24.1%	16.9%	100.0%
畑	20筆	—	17筆	37筆
	2,907m ²	—	6,134m ²	9,041m ²
	32.2%	—	67.8%	100.0%

人が長江集落の農家のケースは筆数で13.0%, 面積で16.9%と最も少ない。結局、筆数で5筆、面積で49.5aの他集落貸付け超過となっている。畑では賃貸人が他集落の農家で賃借人が長江集落の農家が筆数で45.9%，面積で67.8%を占め、そのほかは長江集落の農家間の賃貸借となっている。前記のように普通畑は自給菜園程度の利用であり、この畑には果樹園を含んでいるので賃借畑の大部分は果樹園であろうと想像される。

第6表 所有農業機械

乗用トラクター	動力散粉機	ダイズ管理機	コンバイン	田植機	自走式脱穀機	バインダー	駆動型耕うん機
共有 PS 台数	個人有 共有 PS 台数	共有 台数	個人有 共有 台数	共有 台数	個人有 共有 台数	共有 台数	個人有 台数
36*	1 22 1 15 4 2 8 1 29 9 4* 2	乘用 5条 10	1 3 1	乘用 4条 1 1 2 5 14 2 2 7 1 2 15 6			
20*	1 5 1 14 4 2 6 1	歩行 4条 3* 2	1 26		2 1 4 3 1 4		
20*	1 4 1 13 1 1 6 1	乗用 5条 4 1 6	1 2 1		2 1 3 3		
20*	1 3 1 12 5 1 5 1	乗用 4条 4 1 3	1 2 1		2 1 2 5		
17*	1 4 1 11 2 1 4 1	乗用 4条 4 1 2	1				
16*	1 2 1 1 2 3	歩行 2条 2 1 2	2 1				
14*	1 3 3	歩行 4条 1 2 1					
14	1 2 1	歩行 4条 1 2 1					
12	1 2 1	歩行 2条 1 4 1					
		歩行 2条 2 3 1					
		歩行 2条 1 2 6					
計	11 53 11 16 10 35 8 29 9 8 23 18 34 14 27 5 10 5 14 13 38 12 19 6						

注) 乗用トラクターのうち*を付した機械、ダイズ管理機、動力散粉機、コンバインのうち、*を付した機械を集団転作で使用する。

36PSのトラクターの共有者がトラクター組合を、4条刈・3条刈各2台の共有者がコンバイン組合を結成している。

7. 農業機械

この集落の農家が所有する農業機械は59年1月現在では第6表に示したようであり、ダイズ管理機とわずかに使用されている駆動型耕うん機を除き、いずれの機械も共有割合が高く、乗用トラクターでは台数割合で40.7%，所有者割合では76.8%，動力散粉機では前者25.6%，後者54.7%，コンバインは全台数が共有、田植機は前者40.0%，後者55.7%，ハーベスターは前者26.3%，後者41.7%，バインダーでは前者40.6%，後者66.7%が共有となっている。しかし、共有者の組合せは機械ごとに異なり

複雑な所有形態となっており、また極く少数ではあるが同種の機械を共有している上に個人でも所有している農家もある。なお、上記の機械を全く所有していない農家が7戸あるが、いずれも極く小規模な農家である。

36ps乗用トラクターと4条刈りコンバインは2次構により農協が事業主体となって導入したもので、前者は50年に導入した10台のうちの1台で、後者は52年に導入した14台のうちの4台である。農協ではいずれも借入金の償還を5か年間で終了している。この集落のこれらの機械の共有者31名（重複している者がある）は、53年3

月に設立した東郷町農協水田作協議会のトラクター部会、コンバイン部会に加入している。この水田作協議会の事業は種々あるが、その中心事業は農業機械銀行の場合と同様である。

このほか、56、57両年に農協が事業主体となって大豆モデル生産集団営農機械整備事業、麦・大豆等生産振興対策事業により導入し、農協が管理しているダイズに関する機械として2条まきは種機13台(57、58両年の利用料金10a当たり500円、以下括弧内は利用料金)、歩行型1条刈り刈取機1台(10a当たり300円)、ビーンスレッシャー自走式7台(kg当たり3円)、同固定式1台(kg当たり2円)、乾燥機1t入り1台、500kg入り2台(ともにkg当たり2円)、粒選機2台(kg当たり2円)があり、農協は各集落の利用日を調整して貸し出している。なお、刈取機、ビーンスレッシャー、乾燥機の利用料金には燃料費を含んでいる。長江土地利用組合でもこれらの機械を使用している。

また、この集落にはナシ栽培農家が多いため、動力噴霧機は集落計で150台位あるとのことである。

トラクター組合の36PSトラクター及びコンバイン組合の4条刈り1台、3条刈り2台の58年の稼動面積・時間を第7表に示す。コンバインの水稻の作業面積は水田作協議会に報告されたもので作業時間は不明である。これによると10a当たり作業時間はダイズでは耕起1時間、整地、うね立ては共に1時間10分、ダイズ跡地耕起43分、ムギの耕起・整地1時間、刈取り58分を要している。なお、この時間には作業準備時間、後片付けの時間

第7表 トラクター・コンバインの稼動面積・時間
(昭和58年度)

トラクター			コンバイン			
	作業種類	面積	時間	作業種類	面積	
水	1回耕起	a 216	hr 21.5	水 稻 結 束	a 788	hr —
	2回耕起	a 866	hr 151.0			
稻	ダイズ跡地耕起	a 291	hr 21.0	二大 条麦 代 か き	a 965	hr 93.0
	代かき	a 406	hr 57.5			
ダ	耕起	a 204	hr 20.5			
イ	整地	a 211	hr 24.5			
ズ	うね立て	a 82	hr 9.5			
二大 条麦	耕起整地	a 535	hr 56.0			
計		a 2,811	hr 361.5		a 2,256	hr 93.0

注) トラクターはトラクター組合の36PS 1台、コンバインはコンバイン組合の4条刈1台、3条刈2台のデータである。

を含んでいる。

8. 経営類型

第8表にみられるごとく、0.5ha未満層では水稻単一經營が最も多く、0.5~1.0ha層と1.0~1.5ha層では水稻+ナシの複合經營が多い。1.5~2.0ha層の農家はナ

第8表 経営類型・経営耕地面積別農家数構成比

単位: %

経営類型 経営耕地面積	水稻	水稻+ナシ	ナシ+水稻	その他	計
0.5ha未満	18.3	3.7	2.5	—	24.4
0.5~1.0	14.6	24.4	8.5	3.7	51.2
1.0~1.5	1.2	9.7	8.5	3.7	23.2
1.5~2.0	—	—	1.2	—	1.2
計	34.1	37.8	20.7	7.3	100.0

シ+水稻經營となっている。階層ごとに検討すると0.5ha未満層では75.0%が水稻単一經營で、0.5~1.0ha層では水稻+ナシ經營が47.6%、ナシ+水稻經營が16.7%を占めるのに対し、1.0~1.5ha層では前者が42.1%、後者が36.8%で後者の構成比が高い。その他はナシ+施設園芸+水稻經營が2.5%、施設園芸+水稻+ナシ、施設園芸+ナシ+水稻、ナシ+養鶏+水稻、水稻+ナシ+花きの各經營がそれぞれ1.2%で、その他7.3%のうち男子生産年齢人口のいる専業農家と1兼農家が4.9%を占める。

作目別にみると水稻は全農家が、ナシは54戸、施設園芸は4戸、養鶏、花きは各1戸が經營に取り入れており、主作目を水稻とする農家が73.2%、ナシとする農家が24.4%、施設園芸とする農家が2.4%となり、副作目ではナシ40.2%、水稻22.0%、施設園芸2.4%、養鶏1.2%、副作目なしが34.2%となる。補完作目では水稻4.9%、ナシ、花きおののおの1.2%、補完作目なし92.7%と大部分を占める。

従って主作目と副作目の複合經營が58.5%を占め最も多く、単一經營が34.2%でこれに次いでいる。

ナシ園の經營規模は下限1.2a、上限73.1a、平均17.7aと推定される。なお、58年のナシ栽培農家54戸のうち農協に出荷している農家は41戸で、13戸は3組位に分れて個選を行い、他県の市場卸売業者に直接販売しており、うち1戸はこの集落に直売店を設けている。

この集落のナシ園は農家ごとに1か所にまとめており、何箇所かに分散しており、農協に出荷されるナシでは10a当たり出荷ケース数は町平均を上回るが、秀率、優率とも低く、平均果重でも劣っている。付記すれば、果樹共済の園地台帳によると53年以降に一部を伐採して

面積を縮少している農家が6戸あり、著者の調査によれば55年以降7戸が全面積を伐採しているが、これらは農業労働力の不足や農業後継者のいないことに起因している。

施設園芸規模は園芸施設共済台帳によれば、最大規模750m²、最小規模350m²で水田転作として行われ、現在前作はイチゴ、後作はアムスメロンとなっている。

養鶏の飼養規模は成鶏1,600羽、年間育成鶏1,500羽程度であり、花きは露地切花生産である。

9. 水田転作

第9表 水田転作実施状況 単位：%

作物	年度	53	54	55	56	57	58
ダイズ		7.9	38.1	37.5	34.5	91.8	87.5
その他 マメ類		—	0.9	0.2	—	0.2	1.0
ムギ		84.1	25.2	15.2	8.6	—	—
野菜		4.7	8.4	13.5	7.3	6.4	7.1
青刈りイネ		2.3	13.8	12.6	11.1	—	—
飼料作物		—	4.1	2.4	2.8	0.4	3.2
カキ		—	1.5	0.6	0.5	0.7	0.7
花木		—	—	0.5	—	0.1	0.2
鶏舎		0.4	0.5	—	—	—	—
管理転作		0.6	7.5	17.5	35.2	0.4	0.3
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
転作実施面積	a	a	a	a	a	a	a
	739.2	751.1	933.2	1118.3	1294.8	1311.0	
集団転作面積割合	—	—	—	—	80.2	84.7	
バラ転作面積割合	100.0	100.0	100.0	100.0	19.8	15.3	
転作率	105.1	104.5	98.1	95.9	119.2	112.3	

注) 転作率は現在、挙家離村・離農した農家の転作面積も含むが、その他の数値は現存する82戸の農家に関するものである。

53年度以降の転作実施状況は第9表のようであり、これによるとダイズでは54年度になり作付面積割合が急に増加しているが、特に57、58両年度に著しく高い割合を示している。これは57年に長江土地利用組合が結成されたことによっている。これに伴って青刈りイネの作付けが全くなくなり、53年度以降次第に面積割合が増加を続けていた管理転作が急激に減少しているのが分る。ムギは裏作で転作奨励補助金をもらう場合にだけ挙ってくるので、58年産以外の作付面積は不明である。

II 長江土地利用組合

1. 設立の経緯と成立要因

この集落では53年ごろから転作地の集団化について区

長会の報告として総会で伝えられたようであるが、転作対応はバラ転が続けられていた。この集落に現在のような集団転作組織が結成できたのは、55年にこの集落の有志3名が集団転作について話合っていたのがその伏矢となっている。この3名のうち、2名は1兼農家、1名は2兼農家である。経営耕地面積からみると1.4ha、1.2ha、0.83haで、この集落では大規模ないし中規模農家であり、その經營類型はいずれもナシ+水稻經營を行っている。56年の集落総会で集団転作が議題にのぼり、その席で委員が推薦されて集団転作準備委員会が発足している。委員会で集団転作の具体的な検討を行い、56年に実施する9字約10haの候補地を定め、3月の臨時総会に上程しているが、議事進行の不手際と検討の不徹底、転作予定地に經營地を持つ人のなかに強硬な反対者があつて委員会に差しもどされることもなく撤回されたようである。しかし、その辺りの経緯については話す人ごとに少しづつ話が異なり、確たることは分らない。57年は転作集団化推進研究委員会と改称し、改めて集団転作方法の検討を行い、向う3か年間の集団転作地を選び、2月中旬開催の臨時総会で承認を得て、この年から集団転作を行う運びとなり、8月に任意組合・長江土地利用組合を設立した。

この組合の成立要因としては、農業改良普及所及び役場・農協の担当課の適切な指導、助言、56年に反対した人達に対する説得の奏功はもち論であるが、推進委員の是が非でも本年は集団転作を実現させたいという熱意、役場、土地改良区、集団転作地区内の個々の入耕作者との交渉等、推進委員ごとに委員長の勢力的な活動、集団転作に伴う煩な会計事務の引き受け者があったことなどが挙げられよう。

2. 集団転作地及び転作の基本的取り決め事項

①集団転作地

第2図に示したように、集団転作は3か年で一巡するブロック・ローテーションで行うこととし、水系を考慮し、排水が良好で入耕作者のできるだけ少ない字、及びこの集落の農家の經營地が少なくとも連担となる字を選び、9~10字をもって1ブロックとしている。ただし、58年は5字ずつの2ブロックである。

②転作の基本的取り決め事項

a) 集団転作地に經營水田面積の全部または大部分があつても、替地の提供は原則として行わない。

b) 集団転作地で転作を行うに当たっては、その地区内に經營地（畠を除く。以下同じ）を有する者の転作場所の選定を優先させる。ただし、その者の經營地が2か

所以上集団転作地区内にある場合には転作場所を1か所にまとめるように努めさせる。

c) 集団転作は集落の農家全戸の参加を原則とし、集団転作地区内に経営地のない者が集団転作地において転作するときの小作料は無料とする。

d) 集団転作地における転作面積の下限はおおむね5aとする。

e) 集団転作地における転作物はダイズとし、土地の高度利用の観点からその前作をムギとする。ただし、57年産はダイズだけである。

f) ダイズでは作付のための耕起から収穫物の出荷までの作業のうち、元肥施肥、培土、刈取り作業を除き、班員の共同作業とする。ただし、生産に伴う流動的経費の負担及び収穫物の帰属は個人とする。

g) 転作物の収穫後の跡地は、班ごとに耕起して返還する。

3. 集団転作組織

①集団転作推進委員会

各年ともその年の集落の役員である区長、総務・会計・農林・社会・厚生・体育の各部長（体育部長は57年に新設）並びに第1・第2・第3実行組合長、生産指導員一般選出者及び土地改良区理事・総代、前年度区長、この集落の人である町議会議員・農協理事・農業委員会委員をもって構成する転作に関する審議機関で、委員数は職務の重複があるため年によって異なり、17名から20名となっている。組合成立前の集団転作準備委員会・転作集団化推進研究委員会委員の構成も同様である。

②事務局

集団転作に伴う農家ごとの会計及び組合の会計一切を行う。元会社で経理を担当しており、簿記、珠算とともに検定級位を持っている人が就任している。

③転作部長

農林部長が兼任し、各班との連絡及び調整を行う。57年は区長が兼任している。

④班長、副班長

ブロックを構成している字のうち面積の大きい字は2分し、小面積の字では合併し、年によって異なるが9~11班を編成している。1個班の班員数は3~10名、平均約7名であるが、班員の互選によって班長、副班長を定める。その任務は共同作業の実施日時、出役人数の割当て、使用機械の手配、農作業委託をするときはオペレーターへ連絡などを行う。

4. 互助制度

①団地補償金

集団転作地区内に経営地を持っているこの集落の農家に対して10a当たり7,000円を支給する。入耕作者でも、この集落の農家に使用させる場合には支給するが（小作料は支払わない）、入耕作者自身が転作するときは支給しない。

団地補償金は集団転作地にならなければ水稻が栽培できるという考えに立脚するもので、水稻により得られる所得と同額となるよう補償金額を定めている。その算出方法は次のようにある。

水稻の10a当たり収量：510kg、政府壳渡価格：60kg当たり18,040円、10a当たり生産費：72,340円より、水稻10a当たり所得は81,000円となる。しかし、現実にはダイズにより転作を行うので水田利用再編奨励補助金の10a当たり基本額54,000円と計画加算額、団地化加算額がそれぞれ10,000円、計74,000円が交付される。従って、水稻10a当たり所得81,000円とこの金額の差額の7,000円を団地補償金と定めている。

水稻10a当たり収量はこの集落の農家の経営する水田から14筆を抽出し、上下の2筆を除外して求めた平均単収で、ライスセンターでの調査によっている。水稻10a当たり生産費の内訳は農協の育苗センターから水稻苗を購入すると仮定して種苗費が6,750円、肥料費14,250円、農業薬剤費8,560円、農作業委託を行うと仮定して耕うん料金8,500円、代かき料金4,500円、田植料金5,000円、コンバインによる刈取料金11,000円、運賃・袋代・検査料金を含めたライスセンター利用料金13,780円である。なお、農作業委託料金は農業委員会が定めた57年度農作業労働標準賃金に依拠している。参考までに述べると、農林水産省の57年産米生産費調査報告による鳥取県の10a当たり生産費では種苗費は3,073円（うち購入1,933円、自給1,140円）、肥料費14,912円（うち購入9,227円、自給5,685円）、農業薬剤費7,206円、賃借料及び料金（支払）は10,424円であり、また、東郷町農業共済組合による長江集落の基準収穫量から実際の被害量を控除して求めた10a当たり収量は冷害年の55年産を除き、53年産から58年産までの5か年平均では502.86kgである。

②入植奨励金

集団転作地区内に経営地を有すると否とを問わず、集団転作地区内で転作を行ったこの集落の農家に限って支給する。57年度産ダイズでは10a当たり5,000円であるが、58年産以降はダイズの前作としてムギを作付けるのでそれぞれを10a当たり2,500円としている。

③一般協力金

次の非入植協力金と共に団地補償金、入植奨励金の財

源として設けられている。

役場の農林課で農家ごとの計算面積(減反割当て面積)を算出するのに、けいはんを除いた基本水田面積より経過措置対象面積を控除して水稻作付可能面積を求め、これより種もみ、自家飯米の保有予想面積を差引いて転作対象面積を計算し、これに調整率を乗ずるのであるが、一般協力金はこの転作対象面積に対して10a当たり3,000円を徴収している。これは10a当たり団地補償金7,000円に57年度における集落の農家の計算面積の計である12haを乗じ、これを転作対象面積の計の40.3haで除して求めた2,084円に上積し3,000円としたものである。入耕作者からは徴収しない。

④非入植協力金

この集落の農家で計算面積があるのに集団転作地で全く転作を行わず、またバラ転もしない農家には計算面積に対し、バラ転を行ってはいるが計算面積を満たさない農家では不足分の計算面積に対し、10a当たり10,000円を徴収している。なお、これは集団転作推進委員会で定めた強制作付作物について計算する。

5. 農家の集団転作地における転作場所の選定、計算面積達成率及び転作面積

ダイズでは5月に、ムギでは10月に農家ごとの転作場所を決めるための総会を長江土地利用組合（以下、組合

という）が開く。この席で集団転作地区内に経営地を有する農家が優先して転作場所を指定し、次に集団転作地区内に経営地を持たない農家が転作場所の選定を行うのであるが、どの農家もどこの字のどの場所が生産条件が良いか、また1筆ごとのおおよその面積等については熟知しており、大体気の合った同志とか親せき等で同じ班に入るようである。

転作は普通、耕地の1筆を単位として行うので転作を大きな面積で行う農家は地続きで何筆かを選ぶ。余り多くはないが1筆の耕地に2戸が入る場合もある。役場の農林課で作成した農家ごとの計算面積一覧表は58年以降組合の事務局にとどめ、各農家には連絡していないが、計算面積に対し、著しく転作面積の少ない農家には多くするよう勧告するようである。しかし、一般には計画面積と集団転作地区内における転作面積とは無関係であり、第10表でみられるように57年産ダイズでは計算面積達成率は32.7%から583.5%までの間に分布し、50~150%が85.9%を占め、平均は89.4%となっているが、58年産ダイズでは26.7%から501.0%の間にあり、50~200%で83.9%を占め、平均は97.6%である。59年産ダイズでの最低は60.4%で、最高は1,336.0%であるが、50~150%が86.2%を占め、平均は86.3%となっている。

第10表 集団転作地区内における転作達成率別農家数構成比 単位：%

	計	50以下	50~100	100~150	150~200	200~250	250~300	300~350	350~400	400以上	平均
57年産 ダイズ	100.0	3.1	50.0	35.9	6.3	1.6	1.6	—	1.6	—	89.4
58年産 ダイズ	100.0	1.8	39.3	25.0	19.6	7.1	5.4	1.8	—	—	97.6
59年産 ダイズ	100.0	—	51.7	34.5	6.9	5.2	—	—	—	1.7	86.3

第11表 集団転作地区内に経営地がある農家数、面積 単位：戸、a

年産 作物	区分	計			集 落 農 家			入 耕 作 農 家					
		農家数	面 積	1戸当たり 面 積 平均	1戸当たり面積			農家数	面 積	1戸当たり面積 最大 最小 平均			
					農家数	面 積	最大 最小 平均				農家数	面 積	最大 最小 平均
57	ダイズ	43	1,038.5	24.2	40	991.6	68.5	3.3	24.8	3	46.8	15.7	15.6
58	ムギ	45	1,107.0	24.6	39	1,026.3	62.8	5.3	26.3	6	80.6	16.2	9.0
	ダイズ	46	1,110.1	24.1	39	1,014.2	62.8	5.3	26.0	7	95.9	16.2	9.0
59	ムギ	38	941.2	24.8	32	835.9	91.8	6.1	26.1	6	105.3	34.7	10.5
	ダイズ	39	950.1	24.4	33	847.5	88.0	6.2	25.7	6	102.7	34.5	8.5

次に農家ごとの集団転作地区内での転作面積をみると

57年産ダイズでは3.3aから34.4aまでの間に分布し、平

均1戸当たり面積は16.1aである。58年産ムギでは最低が5.3a、最高は50.8aでその平均1戸当たり面積は17.6aとなっており、同年産ダイズでは4.0aから58.1aの間にあり、平均1戸当たり面積は19.8aである。59年産ムギは下限12.5a、上限95.5aで平均1戸当たり面積は47.1a同年産ダイズでは8.5aから34.5aの間に分布し、平均1戸当たり面積は16.4aとなっている。

6. 集団転作地区内に経営地のある農家数、面積
第11表に掲げたように、当然のことながらこの集落の農家の経営地面積が集団転作地面積に含まれる割合は、57年産ダイズでは95.5%、58年産ムギでは92.7%、同年産ダイズでは91.4%、59年産ムギでは88.8%、同年産ダイズでは89.2%を占め、農家数でもそれぞれ、93.0%、86.7%、84.8%、84.2%、84.6%を占めている。

集団転作地に入る農家ごとの面積は57年産ダイズでは3.3aから68.5aまであり、58年産ムギとダイズはいずれも5.3aから62.8aの間にあり、59年産ムギでは6.1aから

91.8aまでの間に分布し、同年産ダイズでは最小面積は6.2a、最大面積は88.0aである。59年産の場合、同じ転作地であるのに最大、最小、平均面積が異なるのは、この組合が從来けいはん率を2.2%としていたものを役場農林課のけいはん率3.0%に歩調を合わせたことなどによっている。平均1戸当たり面積は各年産・各作物の場合とも大同小異である。

入耕作農家に関する数値は、この集落の農家に経営地を使用させた農家についてのものであるが、この集落の農家に使用させない自分で転作を行った農家が58年産ムギ、ダイズとも7戸ずつある。

なお、この集落の農家のうち3年間全く経営水田が集団転作地に入らない農家が8戸あるが、これらの農家の経営水田面積は最も規模の大きい農家で68.2aであり、30~50a層が3戸、30a未満層が4戸となっており、このうち5戸は集団転作地区内で転作を実施している。

第12表 集団転作の実施状況

単位：a、戸、組

年産	作物	区分	転作	集 団 転 作												バラ転			
				実 施			計			個 別			共 同			共 同 組			
				面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	組 数	面 積	戸 数	組 数	面 積	戸 数	組 数	面 積		
57	ダイズ	1,294.81	64	1,038.45	44	694.21	20	3	344.24	—	—	—	—	—	—	—	256.36		
58	ムギ	—	63	1,106.95	52	949.27	11	2	157.68	—	—	—	—	—	—	—	—		
	ダイズ	1,310.97	56	1,110.05	26	430.18	38	9	594.90	7	1	84.97	—	—	—	—	200.92		
59	ムギ	—	20	941.19	9	194.20	—	—	—	9	1	652.63	5	1	94.36	—	—		
	ダイズ	58	950.14	33	524.07	28	7	333.22	—	—	—	5	1	92.85	—	—	—		

7. 集団転作の実施状況

①57年産ダイズ

第12表に示したように57年の集団転作物はダイズだけであり、転作実施面積の80.2%を集団転作で行っている。計算面積のある農家数は、この年は80戸であるからその80.0%が集団転作に参加していることになる。

集団転作実施農家のうち、元肥施肥、培土、刈取り作業を個々で行い費用、所得も個別とした農家、すなわち個別が農家数割合で68.8%，面積割で66.9%と集団転作農家数・面積のいずれでも3分の2以上を占めている。全作業を共同で行い、費用負担及び所得を均等配分する共同の組数は3組である。

なお、バラ転面積は集団転作とバラ転を併せて行う農家があるので集団転作に参加していない16戸の農家だけが行った面積ではない。

②58年産ムギ

58年産ではムギを組合の強制作付作物としている。これは、この年の転作地は排水がよいので高い収量が得られ、また後作のダイズは強制作付作物としないでも参加農家が多いであろうという転作推進委員会の判断によっている。このムギにおける集団転作参加農家数は前年産のダイズの場合とほぼ同様で、総作付面積のうち個別が農家数割合で82.5%，面積割合で85.8%を占め、共同は農家数、面積ともわずかであり、共同の組数も2組と少ない。このムギの個別では元肥施肥を除き、耕起から除草剤散布までの作業を班員の共同作業とし、その後の作業は個々で行っている。

③58年産ダイズ

転作実施面積のうち84.7%を集団転作で行い、57年産ダイズと比べ集団転作面積割合が4.5%増加している。し

かし、強制作付作物でないため、集団転作参加農家数割合は69.1%と低下している。この年の計算面積のある農家数は81戸である。集団転作面積のうち共同が面積割合で53.6%と過半を占め、個別の面積割合は38.7%を占めるに過ぎない。共同で行った農家の組数も著しく増加し、9組となっている。この年は集団転作地で転作を実施する農家が少ないので、やむを得ず集団転作推進委員のうち7名が全作業を共同で行い、費用負担、所得配分を均等とする共同組を組織して残余の集団転作地面積の消化を図っている。なお、個別、共同、共同組のいずれも併せ行っている農家、あるいはそれらのうち2つを併せて実施している農家があるので、それぞれの農家数の計と集団転作農家数とは一致しない。

④59年産ムギ

59年産ではダイズを強制作付作物と指定した関係上、集団転作地でムギの作付けを行っている農家はわずか20戸であり、共同は皆無で、個別の面積割合は20.6%を占めるに過ぎず、前年産のダイズの折と同様、集団転作推進委員のうち9名が共同組を組織して69.4%の面積に作付を行い、また、この年5名の主婦が婦人グループを結成して10.0%の面積に作付をし、集団転作面積に余剰のでることが防げている。この婦人グループは全作業を共同とし、費用負担、所得配分を均等としている。この年の個別は前年産のムギと異なり、全作業を個々で行っている。なお、共同組に属する農家で個別を併せ実施している農家、夫が組に、妻が婦人グループにいる農家があるので、それぞれの農家数の計と集団転作農家数とは合致しない。

⑤59年産ダイズ

本年も計算面積を有する農家数は81戸であるので、集団転作農家数割合は71.6%となり、57、58両年産ダイズと比べると強制作付作物としていない58年産より2.5%高いが、57年産より8.4%も低い。集団転作面積のうち個別が55.1%を占め、共同は35.1%、7組と少なくなっている。

第13表 集団転作地作付回数別農家数構成比

単位：%

水田 経営規模	作付回数	計	0	1	2	3	4	5
0.3ha 未満	100.0	64.3	7.1	21.4	—	7.1	—	
0.3~0.5	100.0	11.8	5.9	17.6	5.9	52.9	5.9	
0.5~0.7	100.0	4.3	—	8.7	13.0	43.5	30.4	
0.7~1.0	100.0	—	4.0	4.0	12.0	44.0	36.0	
1.0~1.5	100.0	—	—	—	—	—	100.0	
計	100.0	14.8	3.7	11.1	8.6	38.3	23.5	

いる。婦人グループは59年産ムギとほぼ同面積の作付けを行っている。個別と共同を併用している農家、婦人グループに属し、共同も行っている農家があるため、それぞれの農家数の計は集団転作農家数と異なる。なお、共同の組は班員全員が構成する場合と1個班のうちの2~4名が構成するときとある。

8. 集団転作参加回数別農家数

水田経営規模別に集団転作参加状態をみると第13表のようであって、0.3ha未満層では全く参加していない農家が64.3%を占めている。これを経営類型で検討するとその66.7%が水稻単一経営で、残りは水稻+ナシ経営となっている。0.3~0.5ha層では4回参加している農家が52.9%と最も高い構成比を示しているが、全く参加していない農家から5回参加している農家まであり、4回以上参加している農家でみると0.3~0.5ha層では58.8%を占めるのに対し、0.5~0.7ha層では73.9%、0.7~1.0ha層では80.0%と規模が大きくなるに従って4回以上参加している農家数構成比が高くなっている。また0.7~1.0ha層では全く参加していない農家はない。1.0~1.5ha層では5回とも参加している農家だけである。

全く参加していない農家のうち、0.3~0.5ha層の農家は水稻単一経営であり、0.5~0.7ha層の農家は施設園芸+ナシ+水稻経営である。

1回参加農家のうち0.3ha未満層と0.3~0.5ha層はいずれも水稻単一経営で、0.7~1.0ha層では水稻+ナシ経営である。

なお、0.3ha未満層の農家には57年だけ計算面積のない農家を含めているが、57年から59年の間、全く計算面積のない農家1戸は除いている。

9. 集団転作に伴う経営水田面積(集団転作地を含む)の変化

ここでは集団転作を開始したことによって、特定の農家が集団転作地区内で他の農家の転作地を借りて経営規模の拡大を図る現象がみられるのではないかということを検討する。

これをみると当たっては基礎となる経営水田面積が、売買、貸借、転用等によって移動するので固定資産課税台帳によるけいはんを含んだ面積を用い、またムギ、ダイズのは種期における面積としている。従って、集団転作地区内の転作面積もけいはんを含んだ面積としている。

この集計結果は第14表に示したようであるが、集団転作地に作付けしていない農家のうち、減少農家は集団転作地区に含まれている経営地の全面積を作付けしている

第14表 集団転作に伴う経営水田面積の変化

単位：戸

年産 作物	区分	集団転作地に作付けしていない農家							集団転作地に作付けしている農家													
		計	増減のない農家	減少農家	小計	25%未満	25~50	50~75	75%以上	計	増減のない農家	増加農家	小計	25%未満	25~50	50~75	75%以上	小計	25%未満	25~50	50~75	75%以上
57	ダイズ	18	14	4	2	1	1	—	64	18	34	25	9	—	—	12	2	8	2	—	—	
58	ムギ	19	14	5	—	1	3	1	63	18	31	21	8	2	—	14	11	3	—	—	—	
	ダイズ	26	16	10	1	5	3	1	56	6	38	20	12	5	1	12	6	5	—	1	—	—
59	ムギ	62	44	18	3	9	1	5	20	2	14	3	2	3	*6	4	—	1	3	—	—	—
	ダイズ	24	19	5	1	2	1	1	58	8	37	24	12	1	—	13	6	6	1	—	—	—

注) *には118.7%, 138.6%, 176.6%の農家を含んでいる。

農家に貸した農家であり、集団転作地に作付けしている農家のうち、増減のない農家は集団転作地区内にある自己の経営地の全面積を自家で転作している農家である。増加農家は集団転作地区内に経営地があり、その面積以上の面積に作付けしているか、または集団転作地区内に

経営地を持っていないが集団転作地区内で作付けしている農家で、減少農家は集団転作地区内に経営地があるがその一部の面積だけを自家で作付けし、残余の面積は他の農家に貸している農家である。

第15表 集団転作地における5回、4回作付農家のうち経営水田面積に減少のない農家

単位：%

年産 作物	作付回数 農業記号	5回作付農家											4回作付農家					
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q
57	ダイズ	5.1	22.7	25.6	0	19.8	0	0	0	18.5	19.4	0	21.2	23.4	23.0	4.9	0	0
58	ムギ	21.8	17.8	19.1	15.7	0	39.5	12.9	15.6	0	0	44.9	20.2	22.9	0	0	0	0
	ダイズ	21.8	17.8	39.1	18.9	6.5	39.5	22.3	29.4	40.1	0	44.9	50.3	27.5	9.7	42.8	4.2	0
59	ムギ	32.3	5.0	118.7	4.0	77.2	176.5	99.5	78.1	70.7	59.8	0	—	—	—	—	—	—
	ダイズ	32.5	5.2	0	4.1	5.8	32.5	21.5	0	0	13.4	0	28.5	24.0	25.6	33.5	17.2	15.1
平均		22.7	13.7	40.5	8.6	21.9	57.2	31.2	24.5	27.0	19.2	18.0	24.0	19.6	11.7	16.2	4.7	3.0

集団転作地に作付けしている農家のうち増加農家をみると、58年産ダイズと59年産ムギで増加率50%以上の農家が前者で6戸、後者で9戸あり、ことに59年産ムギでは118.7%, 138.6%, 176.6%の農家があることが目に付く。59年産ムギで増加率50%以上の農家はすべて共同組に属する農家である。

集団転作地に5回とも作付けした農家は先に述べたように19戸あるが、このうち1度も経営水田面積を減少させていない農家は11戸であり、その状況は第15表に掲げたようである。5回とも経営水田面積を増加させている農家が2戸、4回増加させている農家が5戸、3回増加させている農家が3戸、2回増加させている農家が1戸となっている。これらの農家の経営類型をみると水稻+ナシ経営が5戸、ナシ+水稻経営が4戸、施設園芸+水

稻+ナシ経営とナシ+施設園芸+水稻経営が各1戸である。経営耕地面積は1.0ha以上が6戸、0.7~1.0haが4戸、0.5~0.7haが1戸であり、農業就業人口では男1人・女2人1戸、男女各1人6戸、女2人、男1人各1戸、女1人2戸となっている。

次に4回作付けした農家についてみると、31戸のうち1度も経営水田面積を減少させたことのない農家は6戸だけで、4回経営水田面積を増加させている農家と3回増加させている農家が各2戸、2回増加させている農家と1回だけ増加させている農家が各1戸である。これらの農家の経営類型は水稻+ナシ経営が3戸、ナシ+水稻経営が2戸、水稻单一経営が1戸となっており、経営耕地面積は1.0ha以上1戸、0.7~1.0ha 3戸、0.5~0.7ha及び0.3~0.5ha各1戸となっている。農業就業人口は男

女各1人の農家が2戸、男1人1戸、ない農家が3戸である。

いずれにしてもどの農家も年によって増加率の高低が交錯し、次第に増加率を高めて行くような傾向はみられ

ない。これはほぼ全部の農家がナシを経営の1部門としており、農業労働力が少なく、気候の推移の状況によつて異なるが、ムギの刈取り、田植、ダイズのは種、ナシの大袋掛け等の作業が重なるためと考えられる。

第16表 集団転作ダイズの10a当たり収量等

単位：戸、%

年産	収量kg	60	60	90	120	150	180	210	240	270	300	330	平均	計	大粒	中粒	小粒
		未満	~90	~120	~150	~180	~210	~240	~270	~300	~330	~360					
57	—	2	—	—	1	10	10	27	13	1	—	244.2	100.0	34.1	57.7	8.2	
58	1	—	1	—	1	4	11	16	13	4	5	244.7	100.0	41.1	50.3	8.6	

10. ダイズの10a当たり収量及び収支

第16表でみられるように57年産では最低61.2kg、最高320.7kg、58年産では最低19.6kg、最高359.0kgと両年とも収量の開きが著しい。57年産で低い収量の農家は刈取り後の長雨の被害によるもので、58年産の最低収量の農家は家庭の事情により、は種後ほとんど管理ができなか

ったためである。平均収量は両年ともほぼ同じであるが、粒の大きさからみると58年産の方が大粒の割合が高くなっている。品種はタマホマレである。鳥取統計情報事務所の調査によれば東郷町平均は57年産266.0kg、58年産285.0kgがあるので、この組合の平均収量はかなり低いといえる。

第17表 集団転作ダイズの10a当たりの収支

単位：円

年産	収支	粗 収 益			費 用												所 得		
					1				2				3						
		下限	上限	平均	下限	上限	平均	下限	上限	平均	下限	上限	平均	下限	上限	平均			
57	粗	20,428	106,915	80,323	7,011	15,422	13,199	13,339	14,700	13,270	—	—	—	21,549	32,449	26,469	△8,480	80,421	53,854
58	粗	38,171	119,905	81,728	3,851	21,216	12,030	11,571	12,299	12,069	1,257	3,949	2,687	23,161	36,044	26,786	△ 85	87,581	54,942

注) 粗収益には転作大豆生産流通促進奨励補助金を含む。費用1は肥料費、農業薬剤費、種子費の計であり、2は耕起・碎土・整地作業の委託料金及びは種機・管理機の利用料金の計で、3は脱粒機・乾燥機・選別機の利用料金、検査料、袋代の計である。57年産の費用2には3を含む。

次に10a当たり収支について述べると、第17表に掲げたように粗収益は10a当たり収量の格差が大きいので57年産では上限は下限の5.2倍、58年産では3.1倍になっている。費用1でも57年産での上限は下限の2.2倍で、上限の農家は10a当たり収量61.2kgの農家であり、下限は282.7kgを挙げた農家であり、収量と平行していない。58年産では上限は下限の5.5倍となっているが、下限の農家は10a当たり221.2kgの収量のあった農家で、上限は247.9kgの収量を挙げた農家である。57年産の費用2では上限は下限の1.1倍である。58年産の費用では57年産の費用2を2と3に分離しているので57年産に同調させると上限は下限の1.3倍に当たる。費用2の作業料金はすべて作業委託を行ったものとして農業委員会で定めた農作業労働標準賃金の7割の金額で計算してあることであるが、農業機械のところで述べたごとく、この集落には共有機械の組が幾つもあり、組の構成員はもっと低料金で作業委託をしてもらっているようである。

10a当たり所得の下限は57年産では8,480円、58年産では85円の欠損で、上限は57年産では80,421円、58年産では87,581円となっている。

第18表 ダイズ10a当たり作業時間

単位：時間

作業名	年産	57	58
元肥施肥		2.5	1.3
耕起・は種		8.7	8.2
培土		6.8	4.5
防除		0.6	1.5
追肥		1.5	—
除草		4.4	—
刈取り		6.3	7.9
脱粒		9.0	8.9
調製		4.5	8.0
計		44.3	40.3

なお、1個班だけについてではあるが、57、58両年の10a当たり作業時間を示すと第18表のようである。年によって作業内容が異なり、作業時間が減少した作業や増

加した作業があるが、合計所要時間では58年は前年より4時間短縮されている。

11. 2条オオムギの10a当たり収量及び収支

第19表 集団転作地における2条オオムギの10a当たり収量

単位：戸

年 産	kg															平均	
	0~25	25~50	50~75	75~100	100~125	125~150	150~175	175~200	200~225	225~250	250~275	275~300	300~325	325~350	350~375	375~400	
58	5	3	6	8	1	2	2	7	2	5	11	4	1	4	1	—	184.2

第19表でみられるように10a当たり収量の開きがダイズより著しく、収量皆無から425.1kgまであり、その平均は184.2kgである。鳥取統計情報事務所の調査では、58年産の東郷町平均は188.0kgであるから、この組合の平均収

量はほぼこれに近い。品種はアマギ2条であり、農家間の収量の差は降雨、融雪時の排水作業の巧拙によるところが大きいとのことである。

第20表 集団転作地における2条オオムギの10a当たり収支

単位：円

年 産	粗 収 益	費 用										所 得						
		資 材 費			コンバイン利用料金			ライスセンター利用料金			計							
下限	上限	平均	下限	上限	平均	下限	上限	平均	下限	上限	平均	下限	上限	平均				
58	0	80,296	34,791	15,539	26,526	18,957	0	19,883	9,853	0	9,485	5,213	15,539	53,204	34,022	△24,844	39,043	768

注) は種は水稻跡地を耕起しないで行い、その後トラクターで耕土とかくはんするだけである。その作業料金は10a当たり2,500円位のことであるが、収支に入れられていない。

10a当たり収支は第20表に示したが、粗収益の最低は収穫がないのでゼロであり、最高は80,296円となっている。資材費の上限は下限の1.7倍に当たっている。コンバイン利用料金の上限は10a当たり収量239.9kgを挙げた農家の料金であり、ライスセンターの利用料金では10a当たり331.9kgの農家の料金が上限となっている。作付け農家63戸のうち50.8%の農家は所得がマイナスであり、24,844円の欠損でのた農家から39,043円の所得を挙げた農家まであり、その差が著しい。この計算には算入していないが、25戸がムギを対象とする農作物共済金の支払いを受けている。

12. 長江土地利用組合決算書

第21表に掲げたようであって協力金関係と転作総決算とに分けている。

①協力金関係決算

57年度は支出の部にみられるように集団転作地区内の入耕作農家に替地を与えてるので、その差額補償をこの決算から支出している。なお、替地補償金は転作総決算の支出に計上してある。57年度は10,283円の剩余があり、これは転作総決算の収入の部に繰り入れてあり、58年度の収支決算では55,685円支出超過となり総決算より

補てんしている。

②転作総決算

57、58両年度の収入の部に挙げている麦・大豆生産資材購入取まとめ・配布助成金及び大豆共励会・講演・講習会参加助成金は農協の助成金である。57年度の借入金はこの決算の時点で、地域農業集団育成事業補助金250,000円と農用地利用改善促進事業補助金のうち60,000円の交付を受けていなかったので（3月末までには交付される）借り入れたものであり、その差額の10,000円は58年度の収入の部に農用地利用改善促進事業補助金として挙げている。57年度の支出の部に長雨による減収見舞金（ダイズ）を計上しているが、これは被害を受けた4戸の農家に贈呈したものである。転作関係事務費はこの組合の事務局に支払われる。

58年度の収入の部に挙げている水田利用再編リーフレット写真掲載謝礼は「水田利用再編・第3期対策のあらまし」として農林水産省農蚕園芸局企画課が編集協力して作成し、全国の農業関係機関に配布するリーフレットに「鳥取県東郷町の大豆生産団地」として集団転作ダイズの写真が載せられたことによるものである。なお、年度末までには単県事業の重点転作作物集団化促進事業補

第21表 長江土地利用組合決算書

1. 協力金関係決算

		収入の部 科 目 金額	支出の部 科 目 金額
		摘要	摘要
57 年 度		一般協力金 1,209,561 非入植協力金 94,100 計 1,303,661	300円×4,031.87(a) 1,000円×94.10 (a)
58 年 度		一般協力金 1,203,408 非入植協力金 95,000 計 1,298,408	300円×4,011.36(a) 1,000円× 95.00 (a)
			団地提供補償金 743,596 代替差額補償金 22,422 入植奨励金 527,360 計 1,293,378 残高 10,283
			団地提供補償金 803,243 入植奨励金 550,850 計 1,354,093 残高 △ 55,685
			700円×1,062.28(a) 7,400円× 3.03 (a) 250円×2,109.44(a)

2. 転作総決算

		収入の部 科 目 金額	支出の部 科 目 金額
57 年 度		羽合土地改良区補助金 15,000円 地域農業集団育成事業補助金 40,000 水田利用再編計画樹立促進費補助金 130,500 麦・大豆生産資材購入取まとめ・配布助成金 12,896 協力金関係差引残金 10,283 資材代金精算残高 9 大豆共励会・講演・講習会参加助成金 2,280 借入金 300,000 計 510,968	代替補償金 6,220円 推進委員会会議費 68,694 借入金利息及び印紙代金 7,909 推進委員研修費 252,400 長雨による減収見舞金(ダイズ) 43,200 転作関係事務費 120,000 計 498,423 残高 12,545
58 年 度		前年度繰越金 12,545 農用地利用改善促進事業補助金残 10,000 麦・大豆農作業受委託等促進事業補助金 600,000 水田利用再編計画樹立促進費補助金 203,300 地域農業集団育成事業補助金 200,000 鳥取県農林部モデル集団調査助成金 40,000 麦・大豆生産資材購入取まとめ・配布助成金 12,650 水田利用再編リーフレット写真掲載謝礼 10,000 東郷町優良営農集団表彰賞金 5,000 大豆共励会・講演・講習会参加助成金 2,620 普通預金利息 7,034 麦資材代金精算残金 17 計 1,103,166	麦・大豆農作業受委託等促進事業補助金配分 599,414 協力金関係決算残高 55,685 推進委員・班長研修費 254,050 前年度推進委員研修費未払分 14,500 県農林部調査に関する謝礼金 5,200 推進委員会精算会経費 4,800 転作関係事務費 120,000 計 1,053,649 残高 49,517

助金57,230円と国の地域農業集団育成事業補助金200,000円が交付されることになっている。いずれも58年度の補助金である。

この決算書で分るように集団転作推進委員、班長は年に1度、研修旅行兼慰労会を持つだけで手当は一切ない。

総括

1. 集団の成立要因

先にも述べているが、いま少し付け加えると次のようである。

①55年に有志3名が集団転作についての会合を持っていたことが集団設立の根底をなし、56年の臨時総会における不成功にざ折することなく、57年にも委員会を継続させている。このことより集落の農家が集団転作に対し強い関心を持っていたことが伺える。②次に57年の委員会では前年の経験を踏まえ、役場、農協及び前年から集団転作を実施していた隣の集落の役員より話を聞き、それを参考として改めて問題点の再検討を行い、第6回の委員会で原案の作成が行える程、熱心な討議を行っている。これより各委員の執念ともとれる意気込みが感じられる。③また、既に結成された他集落の模倣ではなく、この集団に適合した独自の転作方法を周到に検討している。④さらに、個々の入耕作者との折衝、集団転作地での転作者の募集、班長、副班長会議の開催等の委員長の活躍が集団転作を順調に遂行できた原因となっている。

⑤集団転作に伴う個々の農家ごとの団地補償金、入植奨励金、一般協力金、非入植協力金、生産資材購入金等の精算、組合の経理を行える適任者が得られたこと等が挙げられる。

2. 集団化による農業志向農家への土地利用集積の有無
II. 長江土地利用組合の 9. 集団転作に伴う経営水田面積(集団転作地を含む)の変化で考察を加えたように、この集団では集団転作に参加回数の多い農家でも毎回経営水田面積を増加または減少させていない農家は少なく、しかもそれには一定の傾向がみられないことで、これは兼業化が著しく進行し、定着化していることに基づく農業労働力の不足及び質的低下、経営類型と関連していると考えられる。従って、集団化を進めさえすれば中核農家への土地利用集積がどこでも起きるとは考え難い。

3. この集団の問題点

全戸の農家が集団転作地において転作を行うことを原

則とし、57年産ダイズでは計算面積のある農家の80.0%が参加しているのに、59年はダイズを強制作付作物としているにもかかわらず71.6%の参加農家数割合に減少し、集団転作に対する当初の熱意が低下してきているようを感じられる。いうまでもなく、集団の存続、発展は構成農家の一致協力に係っている。また、事務局担当者が何時まで担当を続けることができるのかという問題もある。東伯町農協では管内の集団の經理を担当する係を設けているが、こうしたことを農協で検討することも必要と思われる。さらに基盤整備施工を阻害している農用地区域除外地の問題、ダイズ生産技術の高位平準化の課題、農業機械の過剰投資防止策の設定等々が挙げられる。

謝 詞

本報告は多種の資料の提供、あるいはコピー、その他種々御配慮を頂いた東郷町役場農林課課長・会見醇氏、同課係長・中嶋重幸氏を筆頭に、税務課課長・本荘公男氏、町民課課長・坂根和夫氏、同町農業委員会事務局長・大谷薰氏、同主事・藤田光栄氏、東郷町農業共済組合事務局長・遠藤進氏、東郷町農協果実課課長・笠見和美氏、農産課・宮本昭弘氏、東郷土地改良区事務局長・前田泰氏、羽合町役場税務財政課課長・宮本哲郎氏、羽合土地改良区事務局長・山田博氏、同事務員・北村洋子氏、羽合町農業委員会事務局長・猪田信氏、倉吉市役所税務課課長・尾島達男氏、倉吉市農業委員会事務局長・藤原実氏、鳥取県農林水産部農政課主任・木村吉春君、長江集落の音田忠男氏、岡本盛夫氏、音田逸雄氏、音田暉正氏、岡村芳秋氏、岡本勝良氏、当研究室の前川薰さんその他の多数の方々の御協力と御厚意によってできたものである。これらの方々に衷心より厚くお礼を申し上げる。